

アメリカにおける死刑事件の誤判(一)

ヒューゴー・アダム・ベドローマイケル・L・ラドウレット

池田秀彦(訳)

目次

- 一 序論
- 二 方法論
- 三 「死刑に処せられる可能性のある事件」の概念(以上本号)
- 四 誤判の概念(以下次号)
- 五 誤判の証拠
- 六 誤判の原因
- 七 誤判の発見
- 八 無実の者の処刑
- 九 誤判と死刑の廃止
- 一〇 誤判の危険
- 一一 改善策

人間の判断の無謬性が私に対して証明されるまで、私は、死刑の廃止を要求する。

——ラファイエット侯爵 (Marquis de Lafayette)

我々の手続きは、常に無事の処罰という「蓋」付きまといわれている。それは、非現実的な発想である。

——ハンド裁判官 (Judge Learned Hand)

それは、起りうるのか。無実の者が処刑されるのか。本・当・に・そ・れ・は・起・り・う・る・の・か。それは、起ったのだ。

——ムスマンノ裁判官 (Judge Michael Musmanno)

注

- (1) C. LUCAS, RECUEIL DES DÉBATS DES ASSEMBLÉES LÉGISLATIVES DE LA FRANCE SUR LA QUESTION DE LA PEINE DE MORT, pt. 2, at 42 (1831), P. MACKAY, VOICES AGAINST DEATH: AMERICAN OPPOSITION TO CAPITAL PUNISHMENT, 1787-1975, at 98 (1976) 以下用やぶつぷる。
- (2) United States v. Garsson, 291 F. 646, 649 (S.D.N.Y. 1923).
- (3) M. MUSMANNO, IS IT POSSIBLE TO EXECUTE INNOCENT MEN?, 1 (1940) (the American League to Abolish Capital Punishment の出版した小冊子) (サッコ・バンゼッティの処刑に言及してゐる)。

訳注

〔1〕この論文は、本文のほか、アペンディックスA、Bから構成されているが、本訳稿では、本文のみを訳出した。この関係で、原注の中、アペンディックスA、Bを指示する注及び箇所は、省略したほか、必ずしも必要ないと思われるものも割愛した上で、通し番号にした。したがって原注の番号と本訳稿の注番号は、必ずしも一致していない。なお、文中傍点の部分は、原文がイタリックの箇所である。

国家公務員の犯す誤謬の中で、死刑にあたる犯罪 (capital crime) につき誤って有罪となった者を処刑するといふ誤謬に匹敵するものはほとんど無い。少なくとも一七六二年以降、即ち、カラス (Jean Calas) がフランスのツールズで処刑される原因となった殺人につき無実であることがはっきりしたとき以降、死刑の反対論者は、死刑廃止の説得力ある理由として無実の者の処刑の可能性をあげる。一七七五年に、ベンサム (Jeremy Bentham) は、死刑に反対する主要な理由としてその「不可避性」を挙げ、そして、この反対理由を根拠づけるために「憂鬱なカラス事件」を引き合いに出した。⁵ 一九五六年、イギリス議会での死刑廃止法案をめぐる審議において、無実の者の処刑の危険性について相当に突っ込んだ議論がなされた。⁶ 内務大臣ジョージ (Gwilym Lloyd George) は、政府の見解として法案に反対の立場を表明する中で、自信満々に「私は、近年において無実の者が絞首刑になったことはないと感じる」と述べた。その一〇年後、一九五〇年に処刑されたエバンズ (Timothy John Evans) の殺人事件をめぐる状況について徹底した再調査が行われ、⁸ 最も事実に通じた調査員達は、エバンズの無実を主張した。イギリス政府は、遅ればせながらこの意見に同意し、国王による死後恩赦がエバンズに与えられた。⁹ 今日、この国において、死刑の肯定論者は、死刑を用い続ける限り、そうした誤謬の可能性はなくならないことをためらいなく認める。しかし、続け彼らは、死刑の「道徳的利点」は「道徳的欠点」よりも勝っており、またそれ故、社会は、このリスクを負うことについて合理的に「正当化されて」いると主張する。¹⁰

しかし、無実の者の処刑の危険性は、広く知られてはいない。これまで誤判の問題が実証的研究の対象となったことはほとんどない。死刑が初めて広範囲に問題とされた一八、九世紀において、こうした散見される、驚くべき誤謬

に關する実証的研究についてはいうまでもなく、死刑の運用や処刑の諸結果の側面についての実証的研究は、ほとんど行われなかった。最近、死刑の肯定論者の中には、その批判者に対して「無実の者が処刑される危険性の確率を求め、確かな努力」を要求する者もいる。⁽¹¹⁾ そうした概算を行う上で必要な前提となるのは、被告人に死刑が宣告され、或いは宣告される可能性のあった誤判事件に關する正確で包括的な研究である。⁽¹²⁾ 我々は、この仕事への貢献として、今世紀において死刑にあたる犯罪または死刑に処せられる可能性のある犯罪 (potentially capital crime) につき有罪とされ、そしてその多くの場合において死刑の宣告を受けた被告人が後に無実であることが判明した三五〇の事件を紹介する。⁽¹³⁾ この調査結果を前にすると、かつてある研究者が述べた言葉をそのまま繰り返したい誘惑に駆られる。即ち、誤った有罪の目録は「増やし得るが、既に公表されたものが読者に対して人間の判断の誤りやすさを悟らせることができないならば、無意味であろう」⁽¹⁴⁾。

無実の者が処刑された（或いは処刑されかけた）事件を確認しようとする、我が国での最も早い時期の試みは、一九一二年のアメリカ刑務所会議 (American Prison Congress) によるものであった。⁽¹⁵⁾ 同会議は「有罪は不当であったといわれている全ての事件を慎重に調査し、死刑が無実の者に科されたことがあるかどうか明らかにするつもりである」と宣言した。この調査にほぼ一年を費やした後、そのような事件はない、と結論した。しかしながら、この調査の方法論は、極めて粗雑なものであった。調査用紙をアメリカ合衆国とカナダの刑務所の所長に送付し、そのような誤りについて個人的に知っているかどうか問うものであった。回答率は、報告されなかった。回収された回答は、すべてノーであった。ただ一つの例外は、カンザス州のレブンワース刑務所の所長からのものであった。彼は「私の意見では、一、二名の処刑は、間違っていたかもしれない」と報告した。同会議がこの回答について調査したことを示す証拠はない。

この調査は、誤判と確認された事件のほとんどが人々に知られていないことも手伝って、つとに多くの人々が信ずる

こと、即ち、死刑事件における誤判は、まれにしか起こらず、また起こったとしても、その誤りは、処刑が実際に行われる前に通常の司法手続きを通して発見される、との考えに説得力を与える。¹⁸「死刑にあたる犯罪において誤判の起こりそうにないことは、その主題の調査を明らかに困難にする……」との理由から、ひとりよがりな注意を促す賢明な声が時折聞かれる。誤判であるといわれたすべての事件について系統立った調査を企てたり、全ての処刑に誤りがないか検討を加えたりした研究者はこれまでいない。¹⁹合法的な権威の下、執行された処刑が誤っていたことを政府が公式に承認した例がないことは、驚くに値しない。これから考察するように、誤判を当局が認めないことは、誤判がなかったということの、あまり説得力のある証拠とはならない。

死刑が科され、または科される可能性のあった誤判事件については、時折、著作物の中で言及されてきたが、そうした事件のリストが初めて公表されたのは、一九六四年であった。²¹本論文執筆者の一人は、論文の中で一八九三年以降、殺人につき誤って逮捕され、起訴され、或いは有罪とされた八五人の被告人の事例を簡単に記述し、説明した。そのうち、今世紀の七件(と一九世紀の一件)では、不当にも死刑が執行された。右論文で言及された事件については確かな証拠を得るための系統立った努力は、なされなかった。他の、あまり知られていない事件を調査する試みも行われなかった。このように、右論文は、極めてよく知られている誤判、より具体的にいえば、既に他の研究者によって発見された誤判だけを扱った。²²

とはいえ、現在までのところ、その論文²³は、無実の人々が死刑にあたる犯罪につき逮捕され、起訴され、或いは有罪とされた死刑相当事件を収録した唯一のものである。²⁴数年後、この一般的テーマについて研究の不足を認める、この執筆者は「無実の者が処刑される抽象的可能性を根拠に死刑の廃止を主張することは、軽率な感情的行為²⁵」であることを理由として、他の死刑の反対論者に、誤判の存在を誇張し過ぎないように忠告した。²⁶この一〇年の間、このコメントは、無実の者が処刑されたと判断されるような事例はなく、かつ無実の者が処刑される危険はゼロであること

を、あたかも認めたかのように死刑の存置論者から誤解を受けることがよくあった。今回の研究の公表は、そのような誤判が現実的に不可避であることを証明する。

本論文の主要な目的は、今世紀中にアメリカ合衆国で起こった、死刑事件または死刑に処せられる可能性のある事件における誤判についてのより十分な理解である。この目的のために、主要な作業として試みたのは、そうした重大な誤りが生じた事件の目録を統一的原則に基づいて作成することであった。これらの事件の完全なリストは、被告人の名字のアルファベット順にアペンディックスAに掲載してある。この目録の作成のために、まず、幾つかの異なる基準を明確にした上で各事件に適用し、次いで我々が利用できる証拠の質について評価する必要がある。このような方法で、我々が関心を抱いた全ての事件についてこれを我々の誤判目録に入れるか否かを決定した。我々が検討した事件の広がりと同様性を読者に伝えるために、我々の用いた基準、この基準の採用の正当性およびこの基準の採用と適用が目録の作成においてもたらした結果について説明することとする。

最初に、一言注意する必要がある。ここで公表された誤判の目録に含まれている事件は、我々が調査し、目録に入れるか否かを検討した事件の中のごく一部である。収録されなかった事件の中には、我々の用いた収録の基準（或いは我々が採用しなかった他の基準）について説明したり、事件の事実関係にそれを適用する上での問題を説明するために、本文で紹介するものもある。かつて研究者または論評者が有罪となった被告人は無実であると断言した事件のうち、若干のものについては、これに同意するに足る十分な証拠がないと結論したために目録に含めなかった。除外した事件の大多数は、事実関係が判明しなかっただけであるか、若しくは満足のいく結論に到達するだけの、事実関係についての十分な調査をすることができなかっただけにすぎない。必ずしも十分でないと思われる我々の仕事の権威とその終局性の幻想を強めることがあってはならないので、これらの除外した全ての事件をリストアップしたり、それぞれの除外の理由を明らかにするつもりはない。

- 注
- (4) 一般的には、次の参照。D. Bien, *The CALAS AFFAIR: PERSECUTION, TOLERATION, AND HERESY IN EIGHTEENTH-CENTURY TOULOUSE* (1960); E. NIXON, *VOLTAIRE AND THE CALAS CASE* (1961).
- (5) 1 *THE WORKS OF JEREMY BENTHAM* 447 (J. Bowring ed. 1843).
- (6) E. TUTTLE, *THE CRUSADE AGAINST CAPITAL PUNISHMENT IN GREAT BRITAIN* 106-20 (1961).
- (7) 548 *PARL. DEB.*, H.C. (5th ser.) 2542-43 (1956)
- (8) 一般的には、L. KENNEDY, *TEN RILLINGTON PLACE* (1961) 参照。
- (9) *Britain Pardons Man Hanged in '50*, N.Y. Times, Oct. 19, 1966, at 19, col. 3.
- (10) 罪のない局外者の死を伴うことのある活動または慣行の道德的欠点があることを罪のない者の命を救うかもしれないという道德的利点を凌駕しないなら、その活動は「正当化される」。E. VAN DEN HAAG & J.P. CONRAD, *THE DEATH PENALTY: A DEBATE* 226 (1983). Kaplan, *Administering Capital Punishment*, 36 U. FLA. L. REV. 177, 180-85 (1984) (van den Haag への反対) を van den Haag, *Comment on John Kaplan's "Administering Capital Punishment"*, 36 U. FLA. L. REV. 193, 195 (1984) (再批判) と比較せよ。
- ハーグ (Ernest van den Haag) は、死刑の利点は「かなりのものである」と主張する。この研究の初期段階での結果を知り、彼は——その段階での我々の研究において報告された——二五件の誤った処刑について次のように述べた。即ち、「本当だとすれば、極めて容認できる数である。人間の全ての活動——建物の建築、車の運転、ゴルフ、フットボール——は、罪のない人に不当な死をもたらすけれども、全体として、純益 (net gain) があると考えられるがゆえに、これをやめない。」この場合には、正義において純益が生じている。25 *Wrongfully Executed in U.S. Study Finds*, N.Y. Times, Nov. 14, 1985, at 13, col. 1. 次のものも参照せよ。Van den Haag, *The Ultimate Punishment: A Defense*, 99 *HARV. L. REV.* 1662, 1664 (1986) (「私は、かなり以前から、死刑事件においても誤判が起るべきだと信じている」)。
- (11) Little, *Another View*, 36 U. FLA. L. REV. 200 (1984).
- (12) 最近、重罪事件での誤判の割合を概算する試みが、行われた。Huff, Rattner & Sagarin, *Guilt Until Proved Innocent: Wrongful Conviction and Public Policy*, 32 *CRIME & DELINQ.* 518, 520-23 (1986) 参照。Rattner & Sagarin の提示するデータは、他人の算出した数値からだけ構成されており、その概算の根拠を与えたり、その正確性を検証する方法を示していない。
- (13) 後出のペンディックスAの簡潔な記述やペンディックスBおよび表に明らかでない「事件」(case) には、

一人の被告人が対応する。また、数人の被告人が同時に起訴されている場合もある。

- (14) G. SCOTT, THE HISTORY OF CAPITAL PUNISHMENT 262 (1950).
- (15) GAULT, *Find No Unjust Hangings*, 3 J. AM. INST. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 131 (1912-1913).
- (16) *Id.* at 131.
- (17) *Id.*
- (18) ビトのコメントが典型的である。即ち、「現状では、誤判は「これを理由とする死刑反対」論を正当化し得ないほど稀である。しかし一〇年間に投獄された五〇万人のうち、後に無実であることが証明されたのは、一〇人もいない」。33 CURRENT HIST. 356, 361 (1930) (クワン郡の上位裁判所〈Superior Court〉の裁判官 Marcus A. Kavanagh の言葉)。しかし、CAPITAL PUNISHMENT 179 (J. Johnson ed. 1939) では用いられる。「本人が行ったのではない犯罪は、必ずしも危険性が、現在の状況では、完全に無視されるべきではないが、むしろ僅かである」。MASSACHUSETTS SPECIAL COMMISSION ESTABLISHED FOR THE PURPOSE OF INVESTIGATING AND STUDYING THE ABOLITION OF THE DEATH PENALTY IN CAPITAL CASES, REPORT AND RECOMMENDATIONS 72 (1958) [以下 MASSACHUSETTS SPECIAL COMMISSION として引用]。「現在の法律制度は、死刑判決を非常に厳密に検討し……僅かでも疑わしきものがあれば(有罪判決後でも)、通常、減刑が行われたり、または他の方法で本人は、救済される。かようなことは、無実の者の処刑の可能性を減らすことである」。F. CARRINGTON, NEITHER CRUEL NOR UNUSUAL 123 (1978).
- (9) E. CALVERT, CAPITAL PUNISHMENT IN THE TWENTIETH CENTURY 123 (1936). 次のものも参照。G. SCOTT, *supra* note 14, at 251 (「一般的に、誰かが処刑された場合に、彼の無実を証明する新証拠が出て来ることは稀である」)。
- (8) 誤判の一般的テーマに関する最初の系統立った研究については、E. BORCHARD, CONVICTING THE INNOCENT: ERRORS OF CRIMINAL JUSTICE (Yale University Press 1932) を参照。ホーチャーは、無実の者が重罪につき有罪となったアメリカの六二の事件とイギリスの三つの事件を記述する。そして、これらの被告人のうち一九人は、殺人罪に問われた人差である。 *Id.* at viii.
- この分野でのこれより新しい研究については、以下のものを参照。E. CALVERT, *supra* note 19, at 123-34; A. KOESTLER, REFLECTIONS ON HANGING 109-38 (1956) (一九三七年に、ケストラー自身、スペインの市民戦争時のスパイ容疑で死刑判決を受け、三ヶ月間投獄された。); Donnelly, *Unconvicting the Innocent*, 6 VAND. L. REV. 20

- (1952); Hirschberg, *Wrongful Convictions*, 13 ROCKY MTN L. REV. 20 (1940); Pollak, *The Errors of Justice*, 284 ANNALS 115 (1952). キーレスの経験については、一見明白なものの参考。R. BRANDON & C. DAVIES, *WRONGFUL IMPRISONMENT: MISTAKEN CONVICTIONS AND THEIR CONSEQUENCES* (1973); L. HALE, *HANGED IN ERROR* (1961); P. HILL & M. YOUNG, *ROUGH JUSTICE* (1983); P. HILL, M. YOUNG & T. SARGANT, *MORE ROUGH JUSTICE* (1985); L. KENNEDY, *A PRESUMPTION OF INNOCENCE* (1976); L. KENNEDY, *WICKED BEYOND BELIEF* (1980).
- 一九五〇年から一九七〇年にかけて公表された研究については、次のものを参照。J. FRANK & B. FRANK, *NOT GUILTY* (1950); E. GARDNER, *THE COURT OF LAST RESORT* (1952); E. RADIN, *THE INNOCENTS* (1964); Ehrmann, *For Whom the Chair Waits*, *FED. PROBATION*, Mar. 1962, at 14; Gardner, *The Court of Last Resort*, 44 CORNELL L. Q. 27 (1958); Garder, *Helping the Innocent*, 17 UCLA L. REV. 535 (1970); Garder, *Speaking as a Citizen*, *FED. PROBATION*, Mar. 1959, at 3; MacNamara, *Convicting the Innocent*, 15 CRIME & DELINQ. 57 (1969). 最近の研究は、新しい事件を被告人の名前で特定せず、系統について記載するものではない。Huff, Rattner & Sagarin, *supra* note 12 参照。
- (21) Bedau, *Murder, Errors of Justice, and Capital Punishment*, in *THE DEATH PENALTY IN AMERICA* 434-52 (H. A. Bedau ed. 1964).
- (22) *note 20 supra* 参照。
- (23) この論文は、一九六七年に若干の訂正の上、再刊された。Bedau, *Murder, Errors of Justice, and Capital Punishment*, in *THE DEATH PENALTY IN AMERICA* 434-52 (H. A. Bedau 2d ed. 1967).
- (24) 我々の知る限りでは、Bedau, *supra* note 21 と Bedau, *supra* note 23 に記載された事件については、いかなる批判もなされていない。しかし、研究を進めた結果、訂正や削除が必要となった。無実の証明が不十分なため、一九〇八年のマグラーズ (McGrath) 事件、一九四九年のスミス (Smith) 事件、そして一九五六年のブライズ (Brice) 事件は、除外した。一九二七年のガロウ (Gallo) 事件と一九四五年のリッチー (Richie) 事件は、我々の最近の研究によれば、おそらくこれらの被告人が罪を犯したと思われるので、これについても除外した。この研究で採用した基準の関係で、Bedau, *supra* note 23 に記載した事件の中からは二つの事件を除外した。即ち、一九四三年のキーズ (Keys) 事件は、正当防衛のための殺人であり、一九〇八年のボート (Vaught) とスタイルズ (Stiles) の事件は、有罪として記載したが間違いであった。さらに、一九二四年のイスラエル (Israel) 事件、一九三四年のベレット (Berett) とモルウェイ (Molway) の事件、そし

て一九六二年のアンダーソン (Anderson) 事件は、有罪判決が回避されたので、除外した。

(25) Bedau, *The Death Penalty in America: Review and Forecast*, *FED. PROBATION*, June 1971, at 32, 36. このコメントに続く文章は、次の通りである。即ち「しかし、罪ある者だけを有罪としなかったという確かな記録があるならば、死刑から得られる社会的利益は、あまりにとらえどころがなく、その存続を正当化できない」と反論することは筋が通っている。 *Id.*

(26) 引用した文献は、H.A. Bedau, *THE COURTS, THE CONSTITUTION, AND CAPITAL PUNISHMENT* at xvi n. 4 (1977) に引用されている。

二 方法論

本論文は、上述のように、本執筆者の一人が二五年前に開始した努力の延長線上にある。三年前に見直しをしたその研究において、八五人の被告人の巻き込まれた七四件の事件が報告された。⁽²⁷⁾ そのうち、八一人の被告人は、一八八三年から一九六二年の間に誤って有罪とされた。これらの被告人のうち、三〇人は、死刑の言渡をうけ、そのうち、八人は処刑された。右研究が公表された一九六四年から一九八二年にかけて、死刑に処せられる可能性のある事件の誤判に関する情報について、非公式に収集を続けた。一九八二年までに、死刑に処せられる可能性のある事件に関して約五〇件ほどの誤判が確認された。⁽²⁸⁾

我々は、一九八三年後半からこのプロジェクトの共同研究を開始した。我々の意図は、プロジェクトを事件の偶発的発見、収集というレベルから、できるだけ多くの事件を継続的、組織的に確認する試みに変えることにあった。我々は、幾つかの研究方法を用いた。一九〇〇年以降の全年度のニューヨーク・タイムズ・インデックスを調べた。我々は、一九八四年に、全国的な三つのニューズレター、即ち、犯罪学者のためのニューズレター⁽²⁹⁾、死刑事件の裁判に携

わる弁護士のためのニューズレター⁽³¹⁾および死刑廃止論者のためのニューズレター⁽³²⁾にこの研究プロジェクトを発表した。この発表により、該当する事件について知っている読者との接触が可能になった。このようにして、一二件ほどの事件が新たに我々の注目するところとなった⁽³³⁾。また、今世紀に刊行された死刑に関する社会科学の文献や政府文書のほとんど全てを読み直すことにも努めた。そして、これらの資料の中で言及されているが、以前見落とした多くの該当事件についても研究した。また、ニューヨーク公立図書館(New York Public Library)所蔵の死刑に関する文献、ノースイースタン大学のエルマン(Ehrmann)の収集文献、エスプー(Espy)の収集文献(以前は、アラバマ大学ロー・スクールにあったが、現在は、アラバマ州のヘッドランドにある)およびチャペル・ヒルのノース・カロライナ大学の図書館にあるマリオン・ライト(Marion Wright)(ノース・カロライナ死刑反対者会議元議長)の資料も調査した。さらに、以前、この問題について系統立った研究を行った者の個人的な文書も特に検討の対象とした⁽³⁴⁾。

一九八四年一月、我々は、四七人の州知事とコロンビア特別区の市長に手紙を出した。手紙には、このプロジェクトについての説明と我々のファイルに当該地域の事件が収められている場合には、その要約をしたためた。我々は、質問が適当な部署に回送されることを求めた。八件において質問を回送したとの通知を受けたが、その後回答はない。二八件において有益性の点で様々に異なる公式の回答をうけ、残り一一の法域(jurisdiction)からは回答がなかった。結局、この試みは、ごく僅かな事件の発見という結果に終わった。

この経験は、どの法域も——殺人事件に関するものでさえ——誤判の公式なリストを保存していないことを教えてくれた。さらに、ほとんどの州の公務員は、自分達が利用できる記録を通じて研究者がそうした事件を確認することに對して熱心に協力する姿勢のなかったことは明らかである。例えば、殺人についての有罪の宣告後または死刑の言渡後赦免された被告人のリストをどの州の分も手に入れることはできなかった。

これと思われる事件が我々の注目を引いたときには、必ずといっていいほど、より多くの情報を得るためにさら

に別の情報源を参考にする必要があった。公刊物掲載の上訴審判決の収集に努め、また時には、公刊物未掲載の判決を入手した。さらにより多くの情報を求めて検察官、弁護士、誤判とされる事件の被害者或いは被害者の家族に手紙を書き送ったこともある。これ以外の情報源としては、地方紙や地方または州の歴史協会や公文書館があった。実際に、極めてよく知られた事件を別とすれば、誤判とされる事件を適切に記述し、そして評価するための文献を入手するについては、事件毎に微妙に異なる戦略を必要とした。

この種の調査に不慣れな者は、該当する事件の発見が実際上いかに偶発的であり、また系統立っていないかを理解しがたく思うかもしれない。我々の経験においては、この研究プロジェクトのことをたまたま耳にした友人、同僚または本人が事件を我々に知らせてくれたことがきっかけとなって、我々のリストに入れることができた事件もある。また、一九五一年のカリフォルニア州のカークス (Leonard Kirkes) 事件³⁶の発見の場合のように、人目を引かない刊行物に偶然目を通したことが該当事件発見のわずかな糸口となったこともある。カークス事件は、二次的な一資料³⁷で簡単に言及されていたのを除けば、明らかに完全に無視されていた。長時間の調査の後——幾つかの手掛かりに関する調査は、徒労に帰したが——この事件の裁判地と他の重要な細目について確認することができた。同様に、一九二五年のノース・カロライナ州のマンセル (Alvin Mansell) 事件も、別の事件の情報を求めて古い新聞を調べていたときに偶然見つけた。探していた記事の隣のコラムでマンセルについてふれられていた。同じような話は多い。したがって、四年にわたる継続的な調査の結果として、主題全体のうわっただけをかじる程度以上のことができたかどうかはつきりしない。事実、この論文の発表の準備をしていたときでさえ、新しい事件や手掛かりを発見した。我々のファイルの中には、未だ判断のつきかねるものもあるし、そもそも我々が関心を持っている類いの誤判であったかどうかを決定することが望めないような事件も幾つかある³⁷。

注

- (27) Bedau, *supra* note 21 参照。
- (28) Bedau, *supra* note 23 参照。
- (29) Bedau, *Miscarriages of Justice and the Death Penalty*, in THE DEATH PENALTY IN AMERICA 234, 235 n.1 (H.A. Bedau 3d ed. 1982) 参照。
- (30) The Criminologist, Mar. 1984, at 7 (published by the American Society of Criminology) 参照。
- (31) Death Penalty Update, Jan. 20, 1984, at 10 (published by the California State Public Defender) 参照。
- (32) Lifelines, Mar. 1984, at 6 (published by the National Coalition Against the Death Penalty) 参照。
- (33) 多くの囚人(およびその家族、支援者)は、この発表やこのプロジェクトについての他の広報を通して、我々の研究について知った。我々は、自分の事件が、または現在投獄されている囚人仲間の事件が含まれるべきである、と主張する者達から数十通の手紙を受け取った。これらの手紙の多くは、重大な誤判事件と思われるものについて詳しく述べている(そして中には、証拠書類を添付しているものもある)。この論文では、最終的な決着のついていない事件については含めていない。
- (34) 我々は、死後、エール大学の図書館に寄贈された、フランク(Jerome Frank) 裁判官とボーチャード(Edwin Borhard) 教授の資料を調べた。フランクの資料の中に新しい手掛かりを見付け出すことはできなかったが、ボーチャードの資料は、我々が探し求めていた幾つかの手掛かりを含んでいた。我々は、オースティンのテキサス大学のガードナー(Erle Stanley Gardner) の広範な収集資料も調べたけれども、かなり多くの手掛かりがこの目録化されていない資料の中で埋もれたままになっているのは間違いない。レイディン(Edward Radin) の資料は、今なお彼の家族の手元であり、利用できなかった。
- (35) この事件の最初の手掛かりは、一九五八年のマサチューセッツ州の House Report の中にもあった。MASSACHUSETTS SPECIAL COMMISSION, *supra* note 18 参照。
- (36) *Id.* 他の幾つかの事件については、我々の最初の手掛かりは、死刑制度史家エスピー(Walt Espy) によって提供された。彼は、それを彼の古い探偵雑誌のコレクションの中に見付けた。
- (37) 例えば、イギリス議会での死刑制度に関する審議において、パジット卿(Sir Reginald Paget) は、次のように述べた。即ち「同一の殺人について別々の州で起訴された二人の市民、即ち、ブルックリンの市民とマサチューセッツ州の市民がいた。彼らは、どちらも有罪となった。いずれの裁判もその殺人が一人の男性によって行われたという認識では一致していた」。449 PARL. DEB., H.C. (5th ser.) 1092 (1948). 我々はこの事件を確認できなかった。

別の、おそらくノース・カロライナ州の事件と思われるが、一九三四年の州知事選挙運動中に、ノース・カロライナ州のグリーンズボロ (Greensboro) で、一九三四年八月三十一日に行われた演説で言及された事件がある。立候補者の一人であるピットマン (Pitman) 裁判官は、ある黒人の強姦犯の刑の宣告に際して温情的であったとして非難された。

この裁判官は、これに答えて……彼がその黒人の無実を確信していたがために死刑に代えて、自由刑の確保に助力した、と聴衆に対して断言した。「私は、無実の者の不幸に責任を負うつもりはない。つまり、彼は、強姦について有罪ではなかった。もし彼が有罪だったとすれば、この事件が私の法廷に来る必要はなかったはずだ」。公然たるリンチ法 (lynch law) を示唆するこの発言は……その日の午後最も熱狂的な拍手を受けた。

A. RAPER, PREFACE TO PEASANTRY: A TALE OF TWO BLACK BELT COUNTIES 167-68 (1936). 我々は、この事件を調べあげることができなかった。

三 「死刑に処せられる可能性のある事件」の概念

この研究の対象は、被告人が死刑にあたる犯罪につき誤って有罪とされたり、死刑を宣告された事件である。しかし、その中心的な核心部分をなす事件、即ち、無実の者が死刑を宣告された事件やいわんや無実の者が処刑されたと考えられる僅かな事件に、我々の目録を限定しない。もしそうするならば、今世紀の間、我々の刑事司法制度が極めて重要な重罪事件の被告人をいかに取り扱ってきたかという点について明らかにするような——事件に巻き込まれた被告人がやはり「合理的な疑いの余地なく」(beyond a reasonable doubt) 有罪とされた——幾つかのタイプの事件を排除することになるであろう。それゆえ、考察の対象を拡大して、「死刑に処せられる可能性のある」(potentially capital) 事件を含めることにした。

中心的な核心部分をなす事件以外のものを含める第一の拡張の試みとして、法律上、死刑の他に自由刑も認められている場合に裁判官がこのより軽い刑の言渡をした場合を含める。我々の目録に入っている被告人の大多数、即ち、

死刑を存置している法域 (jurisdiction) で第一級謀殺 (first degree murder) につき有罪となった被告人は、この範疇に入る。こうした事件を含めるのは、有罪となった被告人に対して裁判所は、死刑の言渡が可能であったからである。

死刑の宣告事件以外のものを含める第二の拡張の試みとして、第一審裁判所 (trial court) が死刑の定めのある罰条と定めのない罰条のどちらでも被告人の犯罪を問える時に、死刑の定めのない罰条で被告人を有罪とした場合を含める。典型的な例は、被告人を、第一級謀殺ではなく、第二級謀殺 (second degree murder) で有罪とする判決である。被告人を第一級謀殺ではなく、第二級謀殺で有罪とする選択を行うことは、第一審裁判所の典型的な権限の範囲内にあるとはいえ、第一審裁判所の態度がこの種の裁判において一貫しておらず、予測できないことも真実である。³⁸⁾ 例えば、死刑判決のリスクを回避するために被告人が有罪の答弁を行ったけれども、後にその答弁が偽りであることが証明されて被告人が釈放された事件もある。証拠に照らして考えれば、このような事件の中には、無罪を主張し続ける有罪となった場合に死刑判決の可能性が増大するのでは、との危惧の念を被告人が抱いていたことが窺われる事件もある。

例として、一九五四年にオハイオ州において、妊娠した妻の残酷な殺害に関して謀殺 (murder) で有罪となったシェパード (Dr. Samuel Sheppard) 事件について考えてみよう。³⁹⁾ 「裁判官が演技主任を務めるサーカス」と評された裁判において、シェパードに不利な証拠は、専ら「情況的なもので様々な解釈が可能」⁴⁰⁾ であった。被害者の死は、明らかに故意による計画的な行為の結果であった。彼女は、ベッドで頭と上体を何十回となく殴打されて殺害された。しかし、この殺人は、予謀をもって (premeditated) 行われたのか。陪審がこれを否定的に判断すれば、この殺人は、第一級謀殺とはならなかったであろう。裁判官は、陪審に対してシェパードを第一級謀殺、第二級謀殺、若しくは故殺 (manslaughter) のいずれでも有罪にできるし——或いは、無罪にすることもできると説示した。⁴¹⁾ 陪審は、

「二〇世紀の刑事裁判における最も長い評議」⁽⁴⁵⁾のすえ、第二級謀殺、即ち「故意はあるが、予謀によらない謀殺」⁽⁴⁴⁾ (intentional but not premeditated murder) で有罪の評決を下した。数年後、上訴が実って、シェパードは、刑務所を後にし、彼の無罪は、確定した。裁判の全状況と嵐のような世評を通して考えると、明らかに、最初の評決は、被告人の完全無罪を求める陪審員と第一級謀殺罪で有罪であると考える陪審員との間の妥協の産物であった。⁽⁴⁵⁾ 陪審が違えば、このような事件において死刑の評決がなされたかもしれないのであるから、犯人でないものが——第二級謀殺罪や故意ある故殺についてであるとしても——有罪となった事件も、「死刑に処せられる可能性のある事件」における誤判として扱う。

第三の拡張の試みについては、より議論の余地がある。即ち、被告人の居住する法域では既に死刑廃止の対象とされたために、死刑を科すことのできなくなった犯罪について被告人が裁判をうけ、有罪となった事件を含める。いかなる形態の殺人も死刑を以てしては処罰しないミシガン州やウィスコンシン州のような廃止州⁽⁴⁶⁾での殺人事件についての誤判も「死刑に処せられる可能性のある犯罪」の目録の中に含めた。けだし、今世紀において、謀殺は、アメリカのほとんどの法域において死刑にあたる犯罪であったからである。我々の目録の中の三五〇の事件のうち、一四件は、死刑を廃止した法域のものであった。⁽⁴⁷⁾

我々の目録に含まれている最も異色の事件は、フェイ (Buzz Ray) 事件である。フェイは、死刑にあたる犯罪で起訴されたが、連邦最高裁判所がオハイオ州の死刑を定めた法令は、第八修正条項に違反するとの判断を下して⁽⁴⁸⁾から程なくして裁かれ、有罪となった。単にタイミングの問題として、フェイは、死刑の言渡を受ける可能性がなかった。さらに、一般的に、「死刑に処せられる可能性のある事件」を含めることは、各事件において死刑の言渡がなされるに至ったその過程や、或いはある程度比較的偶然の要因——即ち、第一審裁判所の決定（第一級謀殺ではなく第二級謀殺）、第一審裁判所の刑の決定（死刑ではなく終身刑）、若しくは犯罪が行われた法域（死刑を存置している州

ではなく廃止している州)——がなければ死刑の言渡がなされたかもしれないその過程に注意を喚起する。

「死刑に処せられる可能性のある犯罪」の概念は、キャピタル・クライム (capital crime) という用語の最も狭い意味を超えるものであるけれども、我々は、その拡張を二つの点で制限している。まず第一に、今世紀中に処刑された者の中およそ一〇パーセント(そして、算定できないが、死刑の言渡を受けた者の中それより大きな割合)は、殺人以外の死刑にあたる犯罪につき有罪となっているけれども、死刑を廃止した法域の犯罪の範疇を殺人罪に限定した。強姦 (rape)、強盗 (robbery)、拐取 (kidnapping) および不法目的侵入 (burglary) は、全て、今世紀の様々な時期に我国の幾つかの法域において法律上死刑にあたる犯罪であった。一九〇〇年以降、これらの各犯罪について少なくとも一人の被告人が処刑されている。⁽⁵¹⁾しかし、拐取だけは、我国のほとんどの法域において死刑にあたる犯罪であった。⁽⁵²⁾さらに、これらの重大な重罪 (felony) は、今日もはや死刑にあたる犯罪の典型とは考えられていない。即ち、ここ一〇年の内に、強姦に対する死刑と、拐取に対するそれは、違憲であるとの判断が示された。一九七二年のファーマン対ジョージア州事件 (Furman v. Georgia) の判決以前には、南部の全ての州がほぼ今世紀を通じて強姦に対して死刑を認めていたからといって、今世紀の時期の如何を問わずに、例えば、ニューヨーク州やマサチューセッツ州での強姦を「死刑に処せられる可能性のある犯罪」としてその誤判を論ずることは、合理的でないように思われる。したがって、「死刑に処せられる可能性のある犯罪」の概念を広げて、そうした犯罪を含めるようなことはしない。⁽⁵⁶⁾

第二に、死刑にあたる犯罪若しくは死刑に処せられる可能性のある犯罪のうち、殺人や強姦以外の犯罪での誤判を除外することによって我々の目録を制限した。殺人に関する有罪判決が中心的役割を果たすことについては、ほとんどコメントの必要はない。殺人は、死刑にあたる犯罪として典型的なものだからである。今世紀のアメリカにおける処刑は、殺人を除けばほとんど全て強姦に対してのものであり、またこの犯罪については目に余る誤判事件が幾つかある⁽⁵⁷⁾ので、強姦も含めることにした(もっとも、被告人が死刑の言渡をうけた場合に限っている)。しかし、強姦事

件を含めることについては、若干の懸念を抱いている。というのは、殺人以外の、強姦や他の犯罪については、系統立って誤判事件を探す試みをしていないからである。⁶⁰ 系統立った調査を行なえば、殺人以外の（既に定義づけたような意味での）「死刑に処せられる可能性のある事件」について、特に強姦罪に関してより多くの誤判事件が明らかになると思われる。

こうした基準を採用した結果として、我々は、今世紀において最も熱く議論された二つの死刑事件について判断を下さない。チェスマン (Garyl Chessman) (一九六〇年死刑) は、拐取罪について相対刑として死刑を定めたカリフォルニア州の法律により有罪となった。⁶¹ ジュリアス・ローゼンバーグ (Julius Rosenberg) とエセル・ローゼンバーグ (Ethel Rosenberg) (どちらも一九五三年死刑) は、戦時中のスパイ行為について相対刑として死刑を定めた連邦法により有罪となった。⁶² (チェスマンは、性的暴行につき有罪となったけれども) これらの事件では、殺人も強姦も問題となっていない。したがって、これらの事件を我々の目録に入れるのは適當でない。⁶³ この両事件については、特に後者についてはかなりの疑念を抱いていることを告白する。そして、この両事件は、我々の考えによれば、処刑された者が有罪であったか、無罪であったかという根本的問題について明確に決定することの難しさを示す典型的な例である。

上述の方法論上の選択の結果、実際に死刑の宣告があった事件とその宣告が可能であった事件とが即ち、その宣告刑の如何を問わず、殺人について誤って有罪とされた全ての被告人と強姦について誤って有罪とされ、そしてその宣告刑が死刑であった全ての被告人とが混在することになった。利用可能な証拠と誤判についての適切な基準を前提とすれば、こうした判断により、三五〇の事件がもたらされる。表一では、これを犯罪の種類によって分類する。

三五〇人の被告人に対する誤った有罪判決後になされた第一審裁判所による終局的な処理は、表二に記載されており、四つの範疇、即ち、死刑、終身刑、有期刑および刑の宣告のなかった場合に分類されている。刑の宣告手続き前

表1 死刑に処せられる可能性のある事件における誤判 (350件)

犯罪の種類	事件数
殺人※	326
第一級謀殺	200
第二級謀殺	73
他の殺人	14
種類不特定	39
強姦 (R)	24

※ 種類が特定されていない殺人で刑罰が死刑の場合には、第一級謀殺として分類される。「フェロニー・マードー」(Felony murder) や、「加重謀殺」(aggravated murder) は、第一級謀殺として分類される。

表2 刑の種類別最終的処理 (350件)

刑の種類	事件数
誤りが刑の宣告前に是正された事例	5
有期刑	67
終身刑 (25年以上)	139
死刑	139
未執行	116
執行	23

に誤りが発見されたのは、五件だけである。無実であったにもかかわらず、その四〇パーセントが死刑の言渡をうけた。これは、用語の最も厳格な意味での死刑事件 (capital case) における誤判であり、二年に三件の割合である。この中の二三件において死刑が実行された。⁶³ 法域による分類は、表三に示されている。我々の調査では、アメリカの五三の法域の中、一三の法域では該当事件が発見されなかったけれども、我国のどの地域もこうした誤判の発生を免れることはできない。誤判の最も多かった州は、アーカンサス州 (五二件) であった。五二件のうち一件以外は全て、一九一九年に、アーカンサス州のイレイン (Elaine) 近郊での人種暴動の直後に発生した。この暴動の際に、数多くの罪のない黒人が捜査網にかかって逮捕され、証拠なしに有

表3 法域別の誤判

法 域(53)	誤 判 数(350件)	死刑判決(139件)
アラバマ	23	12
アラスカ	0	0
アリゾナ	1	1
アーカンサス	52	12
カリフォルニア	29	9
コロラド	0	0
コネティカット	3	0
デラウェア	0	0
コロロンビア特別区	3	2
フロリダ	24	19
ジョージア	13	4
ハワイ	0	0
アイダホ	0	0
イリノイ	15	6
インディアナ	2	2
アイオワ	1	0
カンザス	1	0
ケンタッキー	3	1
ルイジアナ	5	3
メイン	2	0
メリーランド	5	3
マサチューセッツ	11	5
ミシガン	16	0
ミネソタ	1	0
ミシシッピ	4	1
ミズーリ	5	0
モンタナ	0	0
ネブラスカ	1	1
ネバダ	1	0
ニューハンプシャー	0	0
ニュージャージー	15	10
ニューメキシコ	7	4
ニューヨーク	29	16
ノース・カロライナ	12	8
ノース・ダコタ	0	0
オハイオ	16	4
オクラホマ	3	1
オレゴン	5	4
ペンシルベニア	11	2
ロード・アイランド	0	0
サウス・カロライナ	3	0
サウス・ダコタ	0	0
テネシー	2	2
テキサス	5	2
ユタ	2	1
バーモント	0	0
バージニア	8	2
ワシントン	2	0
ウェスト・バージニア	3	2
ウィスコンシン	5	0
ワイオミング	0	0
連邦政府		
一般	1	0
軍	0	0

罪となった。一、二件しか誤判が記録されていない州もあるけれども、八つの州では、一〇件から一六件あり、四つの州（アラバマ州、カリフォルニア州、フロリダ州、ニューヨーク州）では、二〇件以上ある。この四つの州での平均的発生頻度は、今世紀において四年に一件の割合である。この四つの州は、死刑を利用することに最も積極的であるので、無実の者の処刑の危険性は、処刑率とともに高まると結論づけたくなるかもしれない。これは、誤って処刑された者についての実際の記録によって裏付けられるようにも思われる。しかし、以下、説明するように、そうした危険性についての推測が依拠する前提は、その真実性の立証が不可能である。

表4 10年ごとの誤判数

年代	誤判数(350件)	死刑の宣告(139件)
1900-09	22	14
1910-19	80	27
1920-29	44	19
1930-39	52	29
1940-49	31	16
1950-59	27	8
1960-69	19	9
1970-79	55	14
1980-85	20	3

一〇年ごとの分類は、表四に示されている。八〇件という目立って突出した一九一〇—一九一九年の一〇年間（一九一九年のアーカンサス州の事件での被告人数五人によるところが大きい）を除けば、誤判の発生頻度は、驚くべき安定性を示している。当惑するのは、二番目に誤判の多い年代が一九七〇年代（五五件）であることである。フ・ア・マン⁽⁶⁷⁾後の死刑の合憲性をめぐる訴訟のため、この年代は、ほとんどの時期、死刑は用いられなかった。有罪判決をうけてから、その汚名がそがれるまでの時間的隔たりを考慮すれば、今後ともさらに、ここ一〇年間に誤って有罪とされた被告人の無実が判明するものと期待できる。

（表示されていない）年ごとの分類を詳細に検討してみると、今世紀においては毎年、どこかの法域で少なくとも一人は、死刑の言渡後にその無実が証明されていることが分かる。これを前提とすれば、現在、我国で死刑を宣告されているほぼ二千人の男女のうち、少なくとも幾人かは無実であることが確実である。

（表示されていない）三五〇人の被告人の人種別分類によると、一五一人、即ち、四三パーセントが黒人であることが分かる。我国の総人口における黒人の割合は、約一〇パーセントであるから、このデータは、黒人の方が白人よりもはるかに「死刑に処せられる可能性のある犯罪」について誤って有罪とされやすいことを示唆している。アメリカの黒人は、白人よりも重罪について逮捕、起訴されやすいので、その逮捕率と比較してではなく、人口における割合と比べると誤判の危険は、著しく黒人の方が高いように思われる。

注

- (38) 例えは、次のものを参照。Carney & Fuller, *A Study of Plea Bargaining in Murder Cases in Massachusetts*, 3 SUFFOLK U.L. REV. 292 (1969); Zimring, Eigen & O'Malley, *Punishing Homicide in Philadelphia: Perspectives on the Death Penalty*, 43 U. CHI. L. REV. 227 (1976).
- (39) P. HOLMES, *THE SHEPPARD MURDER CASE* (1961); J. POLLACK, *DR. SAM: AN AMERICAN TRAGEDY* (1972).
- (40) C. BLACK, *CAPITAL PUNISHMENT: THE INEVITABILITY OF CAPRICE AND MISTAKE* 92 (2d ed. 1981).
- (41) P. HOLMES, *supra* note 39, at 146.
- (42) J. POLLACK, *supra* note 39, at 61 参照。
- (43) *Id.* at 62.
- (44) *Id.* at 63.
- (45) C. BLACK, *supra* note 40, at 93 (「明らかに妥協的な評決」).
- (46) ミシガン州とウィスコンシン州は、それぞれ一八四七年と一八五三年に死刑を廃止した。THE DEATH PENALTY IN AMERICA, *supra* note 29, at 23.
- (47) この中二件はメイン州、一六件はミシガン州、一件はミネソタ州、五件はウィスコンシン州の事件であった。後出表三参照。一九〇〇—一八六年の間の一定期間、殺人に関して死刑を廃止した九つの法域——コロンビア特別区、アイオワ州、カンザス州、ミズーリ州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、オレゴン州、ワシントン州、ウェスト・バージニア州——では、その廃止期間中に殺人事件の誤判が若干あった。
- (48) *Lockett v. Ohio*, 438 U.S. 586 (1978) 参照。
- (49) 例えは、一九三〇年から一九八二年の間に行われた三八六五人の処刑のうち、四五五人(一一パーセント)に対する処刑は、強姦を理由とするものであった。U.S. DEPT. OF JUSTICE, *CAPITAL PUNISHMENT 1982: NATIONAL PRISONER STATISTICS 198-214* (1984) 参照。
- (50) 一九七二年以前の各州の死刑法令を概観するためには、THE DEATH PENALTY IN AMERICA, *supra* note 29, at 39-52 (文献を引用して) 参照。
- (51) U.S. DEPT. OF JUSTICE, *supra* note 49, at 14.
- (52) Savitz, *Capital Crimes as Defined in American Statutory Law*, 46 J. CRIM. L., CRIMINOLOGY & POLICE SCI. 355,

- 358 (1955) (「擧取の定義付けは多様であるが、三六の法域で死刑にあたる犯罪となっている」)。
- (53) *Coker v. Georgia*, 433 U.S. 584 (1977).
- (54) 比較せよ。 *Eberheart v. Georgia*, 433 U.S. 917 (1977) (mem.), 刑の宣告を取り消す事例。 232 Ga. 247, 206 S.E. 2d 12 (1974) (擧取および強姦に対して死刑が科された事例)。
- (55) 408 U.S. 238 (1972).
- (56) 強姦につき死刑を定めた法律が誤判の発生前に廃止されていたとしても、今世紀中に強姦に対して死刑を定めたことのある州での強姦の誤判事件を含めるべきだと主張する者がいるかもしれない。テネシー州は、これに該当する州の一つであり、そしてその一例としては、フォーブス (*Douglas Forbes*) 事件がある。「彼が」二件の強姦で五年間服役した後、別の男性がその犯罪について自首した……。テネシーの刑事控訴院 (*Court of Criminal Appeals*) は、誤判の代償として彼に五万ドル支払った」。 *Quade, Innocents in Jail*, A.B.A.J., June 1984, at 34, 35.
- (57) *E. RADIN, supra note 20*, at 45-48, 95-97, 243, 246 は、二つの好例を提供する。一九二四年にイリノイ州で、モンロメリー (*James Montgomery*) (黒人) は、強姦につき有罪となり、終身刑の宣告を受けた。被害者 (責任無能力者) は、強姦されておらず、クー・クラックス・クラン (*Ku Klux Klan*) のメンバーである検察官がモンロメリーを陥れたことを篤志の弁護士が証明したため、彼は二六年後に釈放された。一九四二年に、やはりイリノイ州でブレイ (*George Bray*) が強姦につき有罪となり、九九年の刑を宣告された。彼は、被害者の目撃証言が間違っていたことが証明されて、一六年後に釈放された。第三の例は、一九七八年にオハイオ州で、二個の強姦の訴因につき有罪判決を受けたジャクソン (*William Bernard Jackson*) 事件である。一四年から五〇年の刑の宣告を受けたジャクソンは、強姦が彼とよく似た医者ジャクソン博士 (*Dr. Edward Jackson*) (親戚ではない) の行ったものであることが分かって、一九八二年に釈放された。 *Florida Times Union*, Sept. 24, 1982, at 12, col. 1.
- (58) 我々が除外した事件の中で、注目に値する例として、*C. MARTIN, THE ANGELO HERNDON CASE AND SOUTHERN JUSTICE* (1976) 参照。一九三三年に、ジョージア州でハーンドン (*Herndon*) (黒人) は、「暴動の扇動」(当時、選択刑として死刑の定められていた犯罪であった) につき有罪となった。彼は、一八年から二〇年の自由刑の宣告を受けた。ハーンドンが暴徒を扇動したという証拠は、法廷に提出されなかった。警察が(令状なしに入った) 彼の下宿先から押収した書籍は、合法的にアメリカ合衆国の郵便を通して入手したものであった。ハーンドンが所属した共産党は、ジョージア州では非合法ではなかった。 *Herridan v. Lowry*, 301 U.S. 242 (1937) も参照。
- (59) *Act approved Aug. 2, 1933, ch. 1025, 1933 Cal. Stat. 2617* (現行規定) について、*CAL. PENAL CODE § 209* (Deering

- 1985) 参照。一般的には、次のものを参照。M. MACHLIN & W. WOODFIELD, NINTH LIFE (1961); F. PARKER, CARYL CHESSMAN, THE RED LIGHT BANDIT 93-117 (1975).
- (8) W. SCHNEIR & M. SCHNEIR, INVITATION TO INQUEST 168, 238, 246 (2d ed. 1983) を参照。一般的には、R. RADOSH & J. MILTON, THE ROSENBERG FILE: A SEARCH FOR THE TRUTH (1983) 参照。
- (61) この研究を最初に公表したときには、ローゼンバーグ夫妻の処刑を、無実の者が処刑された事例の中に含めた。例えば、次のものを参照。Van den Haag, *The Ultimate Punishment*, *supra* note 10, at 1664; N. Y. Times, Nov. 14, 1985, at 13, col. 1.
- (62) この研究では、強姦罪で終身刑の宣告のあった二つの事件を含めた。一つは、一九三二年のアラバマ州のホワイト (Roy White) 事件である。彼は、「スコッツボロの少年達」(Scottsboro Boys) の一人であり、有罪判決を受けたが、ただ一人、死刑の宣告を免れた。もう一件は、一九四九年のフロリダ州のグリーンリー (Charles Greenlee) 事件であり、共同被告人は、死刑の宣告を受けたが、彼は少年であることを理由に終身刑の宣告をうけた。
- (63) 後出表一〇参照。
- (64) アラスカ州、コロラド州、デラウェア州、ハワイ州、アイダホ州、モンタナ州、ニューハンプシャー州、ノース・ダコタ州、ロード・アイランド州、サウス・ダコタ州、バーモント州、ワイオミング州、連邦軍。
- (65) U.S. DEPT. OF JUSTICE, *supra* note 49, at 15 参照
- (66) 後出表一〇参照。
- (67) *Furmann v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972).
- (68) 一九八七年八月一日現在のアメリカ合衆国の死刑囚は、一九一一人であった。NAACP LEGAL DEFENSE AND EDUCATION FUND, INC., DEATH ROW, U.S.A. (Aug. 1, 1987) (未刊行文書) 参照。
- (69) データによれば、アペンディックスAの三五〇人の被告人の中、白人一八二人、黒人一五一人、ヒスパニック一三人、アジア系四人である。二二の事件では、被告人が二人であった(一四の事件では、白人二人であり、七つの事件では、黒人二人であり、一つの事件では、ヒスパニック二人であった)。四つの事件では白人三人、三つの事件では黒人三人、一つの事件では白人四人、二つの事件では黒人四人であった。黒人の被告人六人の事件、白人の被告人七人の事件、黒人の被告人九人の事件、黒人の被告人五一人の事件が各一件あった。
- (72) U.S. BUREAU OF CENSUS, STATISTICAL ABSTRACT OF THE UNATED STATES: 1986, at 25, Table 27 (106th ed. 1985).

(1) C. SILBERMAN, CRIMINAL VIOLENCE, CRIMINAL JUSTICE 117-65 (1978) 参照。

※ 本誌稿は、Hugo Adam Bedau and Michael L. Radelet, "Miscarriages of Justice in Potentially Capital Cases", 40. Stanford Law Review 21 (1987) の翻訳である。Bedau氏は、タムソン大学のAustin Fletcher Professorであり、Radelet氏は、フロリダ大学のAssociate Professorである(論文執筆時および現在)。両氏には、死刑制度を多角的に考察した数多くの著書、論文がある。なお、翻訳に際しては、Bedau、Radelet両氏の快い承諾を得る事ができた。